

かすみがうら市議会運営委員会会議録

---

令和8年2月10日 午後2時56分 開 会

---

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	鈴木貞行
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	久松公生
委員	櫻井健一

---

欠席委員

なし

---

委員外議員

議長	来栖丈治
副議長	設楽健夫

---

出席説明者

なし

---

出席書記名

議会事務局長	齋藤明
議会総務課長	由波大樹
議会総務課課長補佐	鴻巣智子

---

## 議 事 日 程

令和8年2月10日（火曜日）午後2時56分 開 会

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件
  - (1) 令和8年第1回定例会の運営について
    - ・提出予定案件について
    - ・議案審査の方法について
    - ・一般質問について
    - ・施政方針に対する質問について
    - ・会期日程（案）について
4. 諮問に対する答申（案）について
5. 市議会先例集の改正について
6. その他
7. 閉 会

---

開 会 午後2時56分

### ○櫻井繁行委員長

皆さんこんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席は6名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

会議に入ります前に、来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

### ○議長（来栖丈治君）

改めましてこんにちは。

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中大変ご苦労さまでございます。

1月28日、貴委員会に諮問させていただきました令和8年第1回定例会の運営につきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、かすみがうら市議会先例集につきまして、過去1年間の審議内容等を踏まえて改正を行うものであります。

内容は、議会事務局長に説明をしていただきますので、ご確認をお願い申し上げます。

なお、令和7年11月27日付けで、県内市町村議会に依頼しました、議会議員に関する怪文書の取り扱いに係る調査につきまして、取りまとめが終了しましたので、あわせて後ほど議会事務局長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

### ○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に書記を指名いたします。議会事務局議会総務課 鴻巣課長補佐を指名します。

本日の日程は会議次第のとおりであります。  
それでは早速、本日の日程事項に入ります。

---

○櫻井繁行委員長

本日の事件は（１）令和８年第１回定例会の運営についてであります。  
初めに、提出予定案件についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それではご説明させていただきます。  
令和８年かすみがうら市第１回定例会提出予定案件をご覧いただきたいと思います。  
報告が１件、承認が１件、条例が１６件、補正予算が４件、新年度予算が６件、計画の変更が１件、契約１件。また、道路については、認定が２件、変更が１件、廃止が４件。全体で３７件を予定しております。

詳細な内容の説明につきましては、第１回定例会の告示日であります２月１９日に開催が予定されております全員協議会において、各担当部課長からの説明を予定しております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。  
ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。  
ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に入ります。  
次に、議案審査の方法についてを議題といたします。  
お諮りをいたします。

令和８年第１回定例会提出予定案件のうち、承認１件、条例１６件、補正予算４件、新年度予算６件、計画の変更が１件、契約１件、あわせて２９件の案件につきましては、先例により、議長を除く全議員で構成をする（仮称）令和８年第１回定例会議案審査特別委員会を設置をし、これに付託の上、審査することとし、市道路線の認定２件と変更１件、廃止４件、あわせて７件の案件につきましては、総務経済委員会に付託の上、審査をするということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それではそのようにさせていただきます。  
次に、一般質問についてを議題といたします。  
一般質問の通告を締め切りました結果、６名の議員から通告がございました。  
お諮りをいたします。  
一般質問の期間は、６名ですので、２日間とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それではそのようにさせていただきます。

一般質問の通告内容につきまして、お目通しを願いたいと思います。

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時 1分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時 5分]

一般質問の通告内容につきまして、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。  
ご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご意見等ないようですので、次の議題に移ります。

次に、施政方針に対する質問についてを議題といたします。

お諮りいたします。

令和8年第1回定例会招集告示日の2月19日木曜日に、施政方針（案）の原稿が配付をされる予定であります。

これに対する質問の通告期限を、2月24日火曜日の午後5時までとすることによろしいでしょうか。  
いいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、質問の方法であります。先例により、持ち時間は質問及び答弁を合わせて30分以内、質問回数には制限しないこととし、質問者は質問席から通告をした質問を行い、初回の質問は一括質問一括答弁方式、再質問からは、一問一答方式とし、執行部は自席答弁とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、会期日程（案）についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、会期日程（案）についてご説明いたします。

令和8年かすみがうら市議会第1回定例会会期日程（案）をご覧くださいと思います。

当初の予定と変更となる部分につきましては、赤字で記載しております。

小学校の卒業式が3月17日から18日に変更になっております。

なお、詳細につきましては、次ページをご覧くださいと思います。

説明は以上となります。ご協議よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

事務局長のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ここで、お諮りをいたします。

令和8年第1回定例会の会期は、2月26日火曜日から3月19日木曜日までの22日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、お諮りをいたします。

施政方針に対する質問の日程は、2月27日金曜日に実施をすることとし、一般質問の日程につきましては、3月11日水曜日に3名、12日木曜日に3名とし、3月13日金曜日につきましては、一般質問の予定を変更し、議案等の調査研究、議事整理日とし、休会とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

また、議案に対する質疑の通告期限を、2月24日火曜日の午後5時までとし、議案に対する討論の通告期限を、3月17日火曜日の正午までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

---

○櫻井繁行委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

令和8年第1回定例会の運営について、答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたしますのでお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時 9分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時 11分]

それでは、答申（案）につきましてご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それではご意見等ないようですので、ここでお諮りをいたします。

本案のとおり議長に答申をし、令和8年2月19日に開催されます全員協議会で報告したいと思いがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

---

○櫻井繁行委員長

次に、市議会先例集の改正についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、資料をタブレットに出しましたので、令和7年第1回臨時会から、令和8年第1回臨時会までの1年間におきまして、改正点がございましたので、ご説明させていただきます。

内容につきましては、大まかに3点ございます。

1点目は、令和7年度における行政組織機構の改編に伴う部長名の変更が生じた内容による改正の主なものとなります。

なお、資料の1ページ上段、64番、議会運営委員会における概要説明者については、市長及び総務企画部長のほか、副市長と各特別会計、公営企業特別会計を所管する部長を説明者として加えてございます。

2点目は、同じく資料1ページの193番、一番下、施政方針に対する質問の通告期限でございます。

こちらは、令和7年第1回定例会において、議会運営委員会でご審議いただき、すでに運用されているものでございます。

3点目、こちらは資料の2ページ、271番、議会運営委員の選任及び305番、委員の選任でございますが、選出委員数を変更しましたことから生じる内容でございます。

ご承認いただければ、資料のとおり改正の上、タブレット端末のファイル管理に、こちらを格納させていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

また、ご意見、ご要望等ございましたら、あわせてここでご受けをしたいと思っております。

ご質問等ございませんか。

確認の時間をとりますか。

暫時休憩します。

[午後 3時14分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時15分]

何かございますか。大丈夫ですか。

○櫻井健一委員

1ページ一番下の193番のところの、招集日2日前っていったところ、この2日、今までは、招集日の午後5時までっていったところが、招集日2日前になりました。

あと、2ページ目の、291番のところも、定例会招集日2日前、これどちらも2日前になっているんですけども、これ2日前にした定義とか、何か理由みたいなことってあるんでしょうか。

○議会事務局長（齋藤 明君）

こちら資料、今出てる資料ですね、諮問に対する答申ということで、資料の4ページ。令和7年1月31日の答申、黄色く色を染めてあると思うんですが、施政方針に対する質問の通告期限を2月25日5時までとするというのは、これは、2月20日に配付されて、25日ということで、この日にちを踏まえると2日前ということになります。

28日の質問に対して25日、土日挟んで。これで運用しているので、あわせてになります。

○櫻井繁行委員長

ということでございます。

令和7年1月31日の諮問に対する答申で、議運で決定をしたということですね。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

これを定める以前と定めてからで、運用の仕方でもどのような効果があったっていうか、やりやすくなったとか悪かったとかっていうことがあるんですか。

これ、定める必要性がどういうふうにあったのかなっていうのを知りたいんですけども。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時17分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開します。 [午後 3時19分]

改めて答弁を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、答申にあわせて、先例集のほうを、現在に直したというふうなことです。

○櫻井繁行委員長

はい。

それでは、そのほか、ご質問等もなきようですので、このように先例集を改正させていただきたいと思えます。

---

○櫻井繁行委員長

次に、その他でございますが、議会議員に対する怪文書の取り扱いに係る調査結果についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、資料をご覧くださいと思います。

こちら、去る令和7年11月27日付けで、県内の議会事務局長へ調査を依頼し、ご回答いただいた内容を取りまとめたものでございます。

資料に基づきまして、主な部分について、ご説明します。

まず、1ページになります。

1番、過去5年間における怪文書の受領状況ですが、あるというように答えたのが26%、11の市町村、ないが、74%、32の市町村ということでございます。

次に2ページをご覧くださいと思います。

2番の①、怪文書の受領経路については、ほとんどは、郵送もしくは電子メールということになっており、郵送は44%、電子メールが54%となっております。

続いて、受領時の処理につきましては、最も回答が多かったのは、議長に報告するが47%、8市町村になりました。

続いて3ページに移ります。

4番、文書管理上の取り扱いについて、①受付処理では、内容により判断というのが、最も多く、②番の保存についても、内容により判断が多い結果でございました。

また、4ページ、5番、情報公開に関しては、①内容により判断が最も多く、6番の議会運営への影

響については、①調査・審議・議論に発展したケースでは2団体があるというような回答でございました。

次、5ページになりますけれども、②の「ある」と答えた2団体につきましては、全議員に周知が1件。その他では、これは古河市になります。議長の不信任決議案を提出し否決となったケースもありました。

③の懲罰等への発展については、その他で、先ほどの古河市のほか、桜川市では、懲罰の種類の話はありませんでしたけれども、怪文書がきっかけで、懲罰等に発展したとの回答がございました。

7番です。ルール・基準の有無については、定めているというのは1市のみで、こちらは神栖市になります。

表の下に記載してありますとおり、神栖市は、先例集に、一般質問、議案質疑、議員協議会、委員会等についての取り扱いは認めないというように定めております。

同じく7ページを願います。

8番の課題と今後の対応について。

②のルール化の必要についてですけれども、こちら回答した団体の約7割が、どちらともいえないという回答が最も多く、議会活動の混乱に繋がる可能性があることや誹謗中傷が多いこと、情報公開対応の難しさなどから、ルール化が困難であるということが伺えました。

以上、調査結果を踏まえた上で、来栖議長の意向といたしまして、本市議会における今後の対応については、別紙になりますけれども、怪文書を受け取ったときの初期対応としては、議長へ報告をします。

文書の受付処理については、文書受付を行うと。

保存期間については、原則保存として、保存期間としては雑文書等の扱いと一緒にとなります、1年間としよう。

それで、情報公開請求については、公文書として扱わないため、対象外と。

ルール化についても、現時点では不要であるとさせていただき、これらに基づいて、今後に対応していきたいというふうに考えております。

なお、この対応につきましては、今後議会事務局長の引継書に必ずこれを記載しまして、後任に伝えていくというようなことをしていこうかなというふうに考えております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

確認ですけれども、今後のその怪文書の取り扱いのルール化ということについては、不要という判断をされていますけれども、これはその都度、議長ないし事務局のほうで臨機応変に協議をして、事を進めていくというのかな、やっぱりそういう流動的になっちゃうっていうことでよろしいんですか。

答弁いただいているんですか。

○議会事務局長（齋藤 明君）

ただいま委員長がおっしゃられたとおり、原則としては手つけはしない、こういうことを作っておいて、その中身によってはその時の内容によって、またそこで協議をすればいいのかなということがございます。

最初に定めておくものということ、きちんともう、このとおりで、原則としていきたいと思いますという内容になっております。

その事務分掌のルール等もないので、ちゃんとやっぱり引継書で議会事務局長に引き継いでいくとい

うようなことをやっていきましょうかということです。

○櫻井繁行委員長

何かそのほかございますか。

○櫻井健一委員

ルール化とか今後の引き継ぎはわかったんですけども、この取り扱ってというのは、結局議会事務局のほうでは、その引き継ぎをされるということなんですけれども、判断されるのは、その時の議長ということなんでしょうか。

○議会事務局長（齋藤 明君）

そうですね。基本的には雑文書扱ってということにしておきますけれども、その内容によっては、これはちょっと皆さんに話したほうがいいかなというような内容の部分については、そのときの判断だろうというふうに思います。

○櫻井健一委員

一番最初に怪文書が来たときに、その内容によらずに、議長へはすべて報告するということの、それはルールづけするというので、そこから先の判断ってというのは、その議長に委ねるってというようなことって整理でよろしいんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

今櫻井健一委員おっしゃったとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほか。

○矢口龍人委員

議長に委ねるってことなただけけれども、非常に、問題として定義するのか、しないのか。内容によってというんですけども非常に難しい判断だよね、これは。要するにルールがないわけだから。

ルールがあって、それを判断するのは簡単だけれども、公的な判断ってというのは、議長にそんな権限あるのかね。

○議会事務局長（齋藤 明君）

すべてということではないでしょうけれども、やはり1つルールということではなくて、きちんと一本、こういうふうにやりますということだけを決めておいて、あとはその都度、やっぱり見てもらうしかないのかなというふうに思うんですけども、ただそれに対しても、もうすべて廃棄というふうに、もうそれは構わないと思うんですけども、そこら辺は。

○矢口龍人委員

私は怪文書っていうものが、要するに、被害者がいないんですよ。

告発ってというのは、住所と名前入れて告発するわけだから、これはその人が被害を被ったから。だから、処罰してくださいってというのが本来の姿だと思うんだけど、怪文書ってというのは、要するに被害者がいないところで、誹謗中傷になっているかもしれないんだよね。

だから、それに対して、極端に、相手が、本来、そういう告発した人の被害者に、まず面談して、内容ははっきりと、本来調査して、それでもって、確かにこれそうですねってのはわかるんですけども、怪文書ってというのは非常に難しいんだよね、その辺のところ。被害者がいないわけだから。だか

ら誹謗中傷になっていることもあるんだよな。

その判断ができますかね。難しいと思うよ。

だから、私が思うのは、怪文書はシュレッダーにかけて、おさらばすると。本当に被害を受けている人は自分で考えて、だって告発するでしょうよ。

違いますか。

[「暫時休憩か、答弁もらうか」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

答弁もらうといっても難しいよな。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩しましょう。 [午後 3時32分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて会議を再開いたします。 [午後 3時49分]

怪文書の取り扱いについてということで、43自治体からのアンケート調査の結果を見ていただきました。

また最終的には、皆様方に、かすみがうら市議会の対応案ということで、まずはご協議をいただきましたところでございますが、様々な意見がございましたよね。

まだ5番目の怪文書の取り扱いのルール化というところが、皆さんが引っかかっているところだと思いますので、その辺は引き続き議長、副議長と事務局のほうを中心に、少しご協議をいただいて、またながしかのときに、議会運営委員会のほうに、諮るないし、こういう議論の場を持たせていただければと思いますので、皆様、ぜひよろしくお願いをいたします。

ということで、今回の、まずはこの怪文書のアンケート結果と取り扱いの対応ということも、この協議はこの辺で締めくくらせていただきたいと思います。

それでは、本日の日程事項はすべて終了いたしました、そのほか皆様方から何かございますか。

○櫻井健一委員

皆さん、前々回ですか、懲罰委員会内で市長の発言をした機会がございましたと思います。

ここにいる委員の人は、懲罰委員会も重複していると思いますので、その中で、ちょっと一般質問の定義のところ、市長がおっしゃられたところで気になるところがあったので、確認したいんですけども。

一般質問には法的根拠がなく、かすみがうら市議会規則において、議員は市の事務に対して質問できると規定しているだけであり、執行部は答弁の義務はありませんっていうようなのが会議録に載っているものがありました。

執行部との事前の調整なりの、そういったところできちっと協議がされていないような質問は、執行部が答える義務がないっていうふうに、捉えられるような発言だったので、そういった場合には、どういふふうになるのかなど。

で、議会運営で、一般質問上で議長が采配をするときに、議員が不穏当な発言をしているときには止めたりですとか注意をするっていうことがあると思うんですけども、執行部がその質問した答えに答えないっていうところは今後出てくるっていう想定があるのかっていうのが1点と、もしそうなった場合に、議長はどのような対応するのかなっていうのがすごく気になりましたので、執行部との答弁調整っていうのは、必須で絶対やらずにちゃいけないことっていうことなのかっていうのも、その3点をちょっと確かめたいです。

○櫻井繁行委員長

わかりました。

その他でのご意見ということですので、ぜひ議長からオブザーバーですけれども、ご発言をいただければと思うんですが、いかがですか。

来栖議長、お願いいたします。

これ会議録残しちゃったほうがいいですよ。

○議長（来栖丈治君）

一般質問をする、いわゆる議員が、一般事務について聞くことは多分規則で認められている行為だと思うんですね。

○櫻井健一委員

質問をする内容の事前の打ち合わせっていうのが必須なのかということと、あと、もしそれをしなかった場合の質問に対しては答えないっていう選択肢ができるのかということと、あと、そうなったときに、答えないまま、質問の場が時間だけ過ぎていっちゃうっていうことが起きたときに、議長はどのように采配するのかっていう、その3つをちょっと確認したいなっていうことです。

○議長（来栖丈治君）

これまでの経過だと、質問者と執行部の間に入って調整をしたという経過があると思います。

[「答えてないよ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

もし、おっしゃったような、そういうふうになったときは、議長がどういうふうに進んでいくんだっていう今の発言ですが。

○議長（来栖丈治君）

質問が、妥当性があれば質問に対して答えるように指示をするのが議長の務めだと思います。

○櫻井健一委員

あと、議長が時計だけ進むということがないように、采配していただけるというような、今のような対応で理解しましたが、例えばその執行部との打ち合わせは、絶対に必須でやらなくちゃいけないことなんだろうかって、質問内容に、そういう内容のことが書いてあって、そこに持っていくための質問みたいなことで、一問一答式と一括方式で違うと思うんですけども、僕は一問一答方式で、その答えを導くために、ちょっと外れたところから攻めていく場合があるじゃないですか。

そういった場合に、今の質問には答えられませんというようなことになると、その先の質問が引き出せなくなってくるっていうことが想定できるんですけども、そこまで執行部との打ち合わせの中でやっておかなければいけないのかどうなのかっていうのを知りたいな。

だから、打ち合わせがそこまで密にやらないと、もう答えてもらえない質問ができてしまうのかっていう心配があるっていうことなんですけれども。

○議長（来栖丈治君）

私、以前役所に勤めておりましたので、答えられないことは答えられないので、きっと何度も同じ答えを繰り返すっていう答弁は、あると思います。

その先を求めて、質問者がしていても、これ以上の答えはないっていうことで、その答えを繰り返すだけの答弁は、あるというふうに思います。

○櫻井健一委員

今の執行部に対しての対応って言ったところは、今、来栖議長から答えていただいたのと同時に、事

務局のほうでも、ちょっとそういう対応がどういうふうになるのかって懸念に対して、ちょっと調整なり、返答なりって、どういう扱いになるのか、質問の事前の打ち合わせが必須になるのかどうなのかってところ、ちょっと調べていただかないと、何か質問がいかなくなってしまう可能性があるじゃないかと。

○議会総務課長（由波大樹君）

詳しい定めとかはないんですけども、ただ、先例集の中で、一般質問が円滑かつ有効に行われるよう、議員と執行部は事前に質問の内容が理解されるよう双方努めるものとするというふうになっていて、そこはあくまでやっぱり議員と執行部が、円滑な一般質問ができるという、1つのルールが定めてあると思うので、そこは当然事前に、打ち合わせを行って、やっていただくのが紳士協定的なところがありますけれども、それが一番ベストではないかと思います。

これは先例集にもそのように記載してありますので、円滑な一般質問に努めていただくと、両者がですね、そういう解釈だと思っています。

○櫻井健一委員

ということは、先ほど市長のほうでおっしゃられた、答弁の義務はありませんっていったところが、ここの解釈はどう取ればよろしいんですかね。

○議会総務課長（由波大樹君）

確かに、義務ではないかもしれませんが、努めるなので、答弁しなくてもよいのかもしれませんが、ただ、そうは言っても、一般質問として、議員から質問を受けた以上は、執行部としては、そこは真摯に答弁するというような一般的な流れだと思いますので、当然執行部も努めるべきだと考えていますので、答弁をしないということにはならないと思います。

ただ、義務ではないので、そこは市長は多分強く言っているだけで、本来であればそこは答えるべきだと思っております。

○櫻井健一委員

ここの言われたことの受け取り方として、ちょっと心配したんですが、努めるというようなことも先例集に書いてあるのであれば、今までどおりのやり方でやっていけば、進行していただけるということで理解しましたので、承知しました。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かあれば。

○矢口龍人委員。

議長にお願いしたいんですけども、せんだって連絡いただいて、市長の申入れに対する議長からの返答ということで、以前、議会運営委員会のほうで示してくれましたけれども、その後、もうちょっとしっかりと、私は法律家と相談して、市長部局と議会の名誉のためにも、ぴしっと調べてくださいと言って、調査していただいた結果が出たということなので、報告いただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、来栖議長からよろしいですか。申入れ書に対する回答という。

○議長（来栖丈治君）

私、2人の方、友人の弁護士に相談をさせていただいて、1人の方は、地方自治、そんなにわからないってということで、私どもの書いた、この前皆さんに示したものが、大人の対応としては、それを支持しますって、1人の方はおっしゃって、1人の方は、法的には争いにはならないかと思いますが、政治的っていうか、そういうことでは、少し、問題になる点もあるかなってようなことをおっしゃ

いました。

それは、市長の謝罪を求める行為は二元代表制の趣旨を損なう可能性があるものだというような見解が、見方によっては成り立つでしょうというようなことです。

地方自治における地方議会と首長との関係は、一方が他方に従属するものではなく、そこにそれぞれが地方有権者の信任を得たものとして、一方は地方議会を構成し、他方は首長として地位を有するものであって、均衡抑制の関係がそこに存在するというようなことです。

その部分をご助言いただいたので、この前の回答の中に書き加えて整理させていただきます。

○矢口龍人委員。

前回出してきて、私は拝見しましたが、あれば善処します、対処しますというような文言って、今言った均衡抑制っていう考え方からすると、今、議長のおっしゃったことが、表通りであって、要するに議会と執行部は、同じ選挙で選ばれてきたものであって、お互いに、やっぱり議会は議会という組織の中で、それで、執行部は執行部という部分で、要するに、今、内政干渉じゃないけれども、越権行為っていうことにもなるし、ここは独立しているわけですから市議会は、決して市長部局の下請けじゃないので。

ですから、そういう内容をきちっと把握した中で、市長のほうに提案するならばわかりますけれども、だから私はこの、先ほどおっしゃった内容で、以上だと思うんですよ。本当は。

でも、それを柱として考えた場合に、あの幾つもの、議会に対する、時間調整しろとか、質問時間がどうのとかって、そういうことは全くやっちゃいけないことで、それが先ほどの内容に含まれていると思うんですよ。

ですから、答えを出すにしても、もう少ししっかりと吟味して出してもらいたい。

それはなぜかっていうと、来栖議長で終わりじゃないでしょう、かすみがうら市議会は。これからも延々と続くので、そういう悪しき前例が残っちゃうと、これ文書で出しますからね、非常に不名誉なことだと思って、しっかりとお願いしたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）

矢口先輩からのご助言もありましたが、先般私どもで相談した内容を全員協議会のほうに提出したときに、議長がそれは、自分で語るべきことではないようなお話を、2人の方からお話いただきました。

ですが、先輩からのご助言もあったので、2人の法律家に相談した上で、そのような対応をさせていただきましたので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、矢口委員からご意見ということで、議長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかは何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ちょっとここで暫時休憩します。 [午後 4時 6分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開させていただきます。 [午後 4時 7分]

ここで、委員各位にお知らせをいたします。

令和8年第1回定例会提出予定案件の概要説明を受けるため、2月19日木曜日、午後1時30分から本

委員会の開会を予定いたします。

詳細は各委員に追ってご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

大変お疲れさまでした。

散 会 午後 4時 8分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 櫻井繁行